

規定項目	注意事項	備考
a) 生コン納入書 書式変更 <配合表欄が追加>	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年3月31日までの書式は4月1日以降使用不可 (工業標準化法違反) 配合表は、生コン会社が次のいずれかを選択して 納入書に記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 標準配合^{※1} ② 修正標準配合^{※1} ③ 計量読取記録から算出した単位数 ④ 計量印字記録から算出した単位数 ⑤ 計量印字記録から自動算出した単位数 	購入者が要求できるのは、レディーミクストコンクリート納入後にバッチ毎の計量記録及びこれから算出した単位数の提出であり 納入書の配合表を指定できるわけではない
b) 購入者からの要求時、納入後にバッチごとの計量記録及びこれらから算出した単位数提出	<ul style="list-style-type: none"> 複数バッチで運搬車1台分のコンクリートを練り混ぜる場合は、各バッチの計量値を平均して算出した単位数を提出。 計量記録から求めた運搬車1台当たりの平均値で表す単位数は、設定値の単位数^{※2,3}との差が、計量精度(動荷重)に適合。 	配合計画書と納入書に記載された単位数を比較するわけではない
c) 計量に関する記録の保存	<ul style="list-style-type: none"> 5年間保管(JIS Q 1011) バッチ毎の計量記録で各計量値は、計量精度(動荷重)の規定に適合 	<ul style="list-style-type: none"> 記録保管方法 最小練混ぜ量、計量設定(ジョギング等)
d) 計量印字記録装置の導入	<ul style="list-style-type: none"> 導入する場合、設備投資が必要 計量印字記録装置の他、計量読取記録(計量値を即記入、レコーダ?、ビデオ?)を用いてもよい 	各社の製造設備により設置条件(投資額)が変わる
e) 計量印字記録装置の精度確認	<ul style="list-style-type: none"> 検証基準は、各生コン工場で設定。 	NEXCOに管理基準有

※1 配合名称と定義<JIS A 5308 : 2009解説より>

名称	定義	備考
標準配合	生コン工場で社内標準の基本配合で、標準状態の運搬時間(通常は30分程度を想定している)で標準期の配合として標準化されている配合	運搬時間ごとにスランプロスを複数設定している地域もある。(近畿圏では該当しない?)
修正標準配合	標準は配合に対して、出荷時のコンクリートの温度に対応して修正、運搬時間が30分を大幅に超えることに対応しての修正のほか、骨材の品質が所定の範囲を超えて大幅に変動する場合の修正をそれぞれ行った配合	<p><該当事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ポズリスNo.70配合で夏期時のみ15Sで置換えて出荷 原材料の密度が一時的に変動して単位数を修正する場合 細骨材の粗粒率が一時的に変動して、かさ容積を修正する場合 粗骨材の実績率が一時的に変動し、単位水量を修正する場合
補正配合	骨材の混合割合及び過大粒・過小粒による補正、骨材の表面水の変動による補正、容積の割増しの補正などを、標準配合又は修正標準配合に対して行った配合	
計量配合	骨材の自動表面水率の補正、粗粒率及び実積率の試験値等による補正、及びバッチ容量への変換などが行われて、最終的に計量される配合	操作盤上の計量目標値

※2 配合計画書に記載した配合表に示す単位数との差で判定するのではなく、計量直前の単位数と計量直後の単位数の差を判定する

※3 各単位数の意味は次による。

・設定値の単位数：各計量器で測られた設定値を単位数に戻したもの

(水の設定値には骨材の表面水率は含まず、骨材の設定値は表面水率を含む)

・1台当たりの平均値で表す単位数:各計量値の1台分の合計値をその容積で除した値

(水は水の計量器で計った量のみ、骨材は表面水を含んだ量)

・細骨材及び粗骨材の単位数:それぞれの計量値を合計(海砂と砕砂の場合も両者を合計)を合計して平均した値とする